

一般社団法人秋田県水泳連盟事業に関わる指針について（改訂版2）

一般社団法人秋田県水泳連盟

全国的に新型コロナウイルスの感染の収束が見られない中で、今後の一般社団法人秋田県水泳連盟での各事業の実施に当たり、指針の改定を示すこととしました。

各事業については、秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部が示している「新型コロナウイルス感染症対策について」に基づき、参加者の安心・安全の確保を最優先に考慮した上で、実施または中止・延期等を判断します。

なお、感染状況は刻々と変化しているほか、地域差等も見られることから、県内の感染状況及び指針の内容を踏まえながら柔軟に対応します。

また、公益財団法人秋田県スポーツ協会等の指導を仰ぐとともに、特に強化事業については関係団体からの通知に基づいて実施の可否等を判断します。

【指 針】

県内の状況	大 会	強化事業
緊急事態宣言・まん延防止等重点措置発令中	中止・延期	中止・延期
県内全域が感染警戒レベル4以上	中止・延期	中止・延期
一部地域が感染警戒レベル4	男女別日程・タイム決勝など (原則宿泊なし)	レベル4の地域では実施しない
県内全域が感染警戒レベル3	男女別日程・タイム決勝など (原則宿泊なし)	感染防止対策を講じて実施
県内全域が感染警戒レベル2以下	通常どおり開催	感染防止対策を講じて実施

- 1 地域によって感染状況が違う場合、状況によって参加の有無を検討する。
- 2 感染状況によって、参加の上限を定め、参加人数を制限する。
- 3 観客の有無については、感染状況によって判断する。
- 4 感染状況によっては中止にすることもある。
- 5 陽性者、濃厚接触者に該当、または休校、学級閉鎖等に該当の場合は参加を認めない。

※「大 会」：連盟主催の大会であり、高体連・中体連等の主催大会は含まれない。

「強化事業」：連盟主催の全ての事業（競泳、水球、飛込、OWS 共通）